

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

（1）平成27年12月期

ア 再任用職員以外の職員

（原資）0.85月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分	0.986	1.058
第2区分	0.932	0.980
第3区分	0.864	0.876
第4区分	0.810	0.810
第5区分	0.771	0.771

イ 再任用職員

（原資）0.40月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分	0.426	0.426
第2区分	0.413	0.413
第3区分	0.400	0.400
第4区分	0.380	0.380
第5区分	0.360	0.360

（2）平成28年度以降

ア 再任用職員以外の職員

（原資）0.80月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分	0.926	0.998
第2区分	0.876	0.924
第3区分	0.813	0.825
第4区分	0.763	0.763
第5区分	0.725	0.725

## イ 再任用職員

(原資) 0.375月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5 級相当	1～3 級
第 1 区分	0.399	0.399
第 2 区分	0.387	0.387
第 3 区分	0.375	0.375
第 4 区分	0.357	0.357
第 5 区分	0.338	0.338

### 2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・ 上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

### 3 実施時期

- ・ 1（1）は平成 27 年 12 月期勤勉手当
- ・ 1（2）は平成 28 年 6 月期勤勉手当から

### 4 その他

- ・ 原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。